(設置)

- 第1条 行政、市民、事業者等の連携を促進し、南国市の中心市街地の活性化を図る ため、南国市中心市街地振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (所掌事項)
- 第2条 協議会は、中心市街地の活性化に関する事項について協議する。 (組織)
- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員で組織する。
- (1) 市民又は商店街利用者
- (2) 中心市街地又は中心市街地周辺の事業者
- (3) 商工業・観光関連団体の会員
- (4) 行政関係者
- (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、第3条第1項の規定による委員の委嘱又は任命後の最初に 行われる会議については、市長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、協議による委員の総意をもって決する。ただし、総意によりがたいときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開する。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(委員の責務)

- 第7条 委員は、中心市街地の活性化を推進し、地域経済の向上に資するため、会議 において誠意ある議論を行うよう努めるものとする。
- 2 委員は、会議で決した議事の結果を尊重し、当該結果の誠実な実施に努めるものとする。

- 3 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (ワーキンググループ)
- 第8条 協議会に、専門の事項を協議するため、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務等)

- 第9条 協議会の庶務は、商工観光課において処理する。
- 2 中心市街地の活性化に関する相談、苦情等に対応するため、商工観光課に連絡窓口を設置する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。